広報
かつらお
2014年8月15日
（お知らせ版） No.27

発　行　　葛尾村役場総務課

〒963-7719
福島県田村郡三春町大字貝山字井堀田287-1
TEL　0247-61-2850（代表）
FAX　0247-62-0282

公式ホームページ　http://www.katsurao.org/
メルマガ登録 http://katsurao.inf-gov02.jp/regist.html
広報担当電子メール　hp@vill.katsurao.lg.jp

葛尾村ホームページ
(携帯用)はこちら→

葛尾村メールマガジン
の登録はこちら　→

復　興　対　策　の　経　過

村の復興の経過について、次のとおりお知らせします。

７月　８日（火）**避難区域の見直しに伴う賠償に係る国、県、関係市町村との事務レベル協議開催**

各賠償について次のように説明された。

◇住居確保損害の賠償について

Q：住居確保損害の賠償を受けると避難者と認められず、全ての賠償が打ち切られるのか？

A：当面の間は、個々の事情があると想定されることから、住居確保に係る費用の賠償を請求した事実のみでは、帰還が終わるとはみなさず、請求者の申告を尊重したうえで判断する。

Q：従前が持ち家で子および孫と同居していた所有者（＝住居者）が住宅を購入せずに借家に移住した後に亡くなり、その１０年後に相続した子も亡くなったような場合、借家の家賃およびその後の住居購入費用について、子の相続人である孫は上限まで請求できるか？

A: 親が亡くなった後に、子が住居確保に係る費用賠償の請求者となった場合は、孫が他の相続人（被相続人：子）から同意を得ることで住居確保損害にかかる費用賠償を請求可能。孫が住居確保損害にかかる費用賠償を請求する際は、賠償上限金額および親・子が既に請求した金額について引き継ぐ。
なお、移住・帰還等にともなう住居確保に要した費用であることを確認するため、合理的な期間内に発生した費用を対象とする。（当面は終期をもうけないで、合理的な期間内とする。）

住居損害に同意された方に対し、７月２５日から順次請求書の発送を実施すると説明された。
また、住居確保損害の賠償については複雑多岐にわたることから、福島県主催による説明会を県内で開催したいと説明された。

◇墓石等の賠償について

避難指示に伴う管理不能による墓石等の損害に対し賠償される。

・修理にかかる賠償
賠償金額実修理額×２０％（上限３０万円）、祭祀料２万円、諸費用定額１万円

◇宅地・田畑以外の土地の賠償について

平成２６年９月の請求受付開始をめざす。

・対象となる資産
準宅地（造成工事が行われ、整地されている土地）、事業地（その土地で収益を得る事業を営むために造成された土地）、山林、原野

・賠償金額の算定
不動産鑑定士により時価相当額を算定する。

◇立木の賠償について
平成２６年９月の請求受付開始をめざす。
・人工林㎡あたり単価×土地面積（㎡）
・天然林㎡あたり単価×土地面積（㎡）

８月　１日（金）**第３回双葉郡医療体制検討委員会開催**
双葉郡立診療所の具体的機能等、名称について次のように説明された。

◇設 置 場 所　いわき市北部 北好間 いわき市南部 酒井青柳（勿来）
県営復興公営住宅に合築する

◇全 体 の 規 模　約６６０～８００㎡（１診療所あたり）
総合診察室３室、処置室１室、観察室１室、X線一般撮影室１室
CT室１室、内視鏡室１室、心電室・エコー室１室、検査室１室
歯科診療室１室、歯科X線室１室、歯科技工室１室、滅菌室１室
患者待合室、事務局、医局等

◇名称について　次回の検討委員会で検討する

８月１２日（火）**双葉郡教育復興ビジョン推進協議会ワーキンググループ３会議および教育復興ビジョン推進協議会開催**
◇中高一貫校の設置検討状況について
・平成２７年４月広野町に開校予定の中高一貫校の高校名が、ふたば未来学園高等学校に決定されたことが報告された。
・今後ポスター・チラシの配布、生徒・保護者対象説明会、制服披露及び校歌発表、募集定員発表等の取組みを実施し、中高一貫校の魅力を積極的に発信して、生徒募集を行っていくことが報告された。

◇ふたばワールド２０１４ＩＮかわうちについて
・双葉郡教育復興ビジョン推進協議会で、９月２８日に川内村で開催されるふたばワールドに次の４つの取組みで参画することが報告された
取組み１：大人と子どもたちが演ずる郷土芸能の発表
取組み２：各学校におけるふるさと学習、ふるさと創造学の発表
取組み３：ふたばのカフェ（コーヒーなどを提供））
取組み４：小泉進次郎復興大臣政務官と詩人の和合亮一さんによる模擬授業の実施

◇ワーキンググループ検討状況報告について
ＷＧ１：ふるさと創造学サミット、教職員未来会議、島根県海士町との交流など
ＷＧ２：学校支援地域本部の設置等
ＷＧ３：学習支援の取組みについて
※WG=ワーキンググループ

◇双葉郡教育復興ビジョン推進計画書について
２６年８月版について意見交換を行った。

●お詫びと訂正●
「広報かつらお８月号」の中で誤りがありました。お詫び申し上げます。

『広報かつらお８月号』３ページ「除染の状況」表-1　除染の実施率
「誤」・・・全行政区（%）全体７６%
「正」・・・全行政区（%）全体５７%

総　務　課

税　務　財　政　係

●家屋の被害調査について●
環境省による東日本大震災で被災した家屋等の解体事業にかかる建物被害調査の受付を８月１日より行っていますが、受付の期限を**９月１２日（金）**までとしますので、未申請の方はお早めに申請ください。

問　総務課　税務財政係　℡0247-61-2850

住　民　生　活　課

健　康　福　祉　係

●平成26年度　乳がん検診のご案内●

◇検　査　日　　８月２８日（木）受　付：午前の部　　９時３０分～１０時３０分
　　午後の部　１３時００分～１４時００分
　　１０月２２日（水）受　付：午前のみ　　９時３０分～１０時３０分

◇対　象　者　　40歳以上の女性（平成27年３月３１日現在）
※対象とならない方
１．ペースメーカー、シャントチューブ、ポート挿入されている方
２．豊胸手術（シリコン等）を受けている方
３．授乳中の方
４．乳がんの既往がある方

◇検 診 内 容　　問診、視触診、マンモグラフィ検査

◇申　　込　　８月の検診：　８月２０日（水）まで
１０月の検診：１０月１５日（水）まで
住民生活課へ申し込みください。

◇場　　所　　貝山仮設集会所

◇持　ち　物　　バスタオル

◇検　査　料　　無料（村で検査費を助成します）

問　住民生活課　健康福祉係　℡0247-61-2850

地　域　振　興　課

地　域　づ　く　り　推　進　係

●ふくしま就職センターからのお知らせ●

ふくしま就職応援センターは福島県が県内5箇所に設置した無料の就職相談窓口で、県内就職希望者は誰でも利用できます。

これからのことを話しながら頭の中を整理したいので話を聴いて欲しい、転職を考えている、やりたい仕事が見つからない、応募書類がなかなか通らない、面接で受からない・・・そんな悩みに専任の相談員が親身になってお話を伺いますのでお気軽にお越しください。

◇日　　時　　８月２１日（木）10：00～12：00

◇場　　所　　葛尾村役場三春出張所　トレーラーハウス

予約・ 電話でのご相談・ お問合せはお近くの窓口へ

窓　口　名	場　　所	電 話 番 号
郡　　山	郡山市駅前１－１４－２１　郡山花椿ビル８階	024-925-0811
白　　河	白河市郭内１　ＮＴＴ白河ビル１階	0248-27-0041
会 津 若 松	会津若松市南千石町６－５　会津若松商工会議所会館２階	0242-27-8258
南　相　馬	南相馬市原町区南町１－１　松本ビル２階	0244-23-1239
い　わ　き	いわき市平字梅本１５　県いわき合同庁舎西分庁舎１階	0246-25-7131

問　地域振興課　地域づくり推進係　℡0247-61-2850

公 民 館

●第８回市町村対抗福島県軟式野球大会●

第８回市町村対抗福島県軟式野球大会が次のとおり開催されます。
県内５９市町村から５９チームが出場し、熱戦が繰り広げられます。
葛尾村の代表として精一杯がんばりますので、応援よろしくお願いします。

◇日　　程　　９月１４日(日) 第２試合　１０時００分から（予定）

◇対 戦 相 手　　石川町

◇会　　場　　福島県営あづま球場

問　公民館　℡0247-61-2850

原子力被災者生活支援チームからのお知らせ

●住居確保に係る経費について、賠償の請求受付を開始しました●

◇賠償内容　　帰還される際の建替え・修繕費用や移住される際の住宅や宅地の購入費用を賠償します。

◇対　象　者　　平成23年3月11日時点に帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の持ち家にお住まいであった方。
①帰還困難区域の持ち家にお住まいであった方。
→移住される際の住宅や、購入費用を賠償します。

②居住制限区域、避難指示解除準備区域の持ち家にお住まいであった方
→帰還される際の建替え・修繕費用を賠償します。
また、「営業・就労」「医療・介護」「お子様の生活環境」等の事情により移住することが合理的な方については、これらの事情を申告することで移住する際の住宅や宅地の購入費用を賠償します。

◇支払い方法　　住宅購入・建替え等が実際に発生する前に、売買契約書等に基づき賠償金額をお支払いします。（概算賠償）
支払費用が実際に発生した後、別途、領収書等を提出することで、過不足金を精算します。（確定賠償）
・概算賠償を請求せずに、確定賠償のみを請求することも可能です。
・既に支払われている財物賠償（宅地・建物・借地権の賠償）金額を超過した金額を賠償上限金額の範囲内で支払います

※住居確保にかかる費用の賠償の請求にあたっては、財物賠償に同意する必要があります。財物賠償が未手続きの場合には、固定資産課税情報等の書類を東京電力にお送りください。

○借家にお住まいだった方は、帰還または移住する先での新たな居住を確保するための費用として、礼金等の一時金相当額や新たな借家と従前の借家との家賃差額相当額（８年分）を定額で賠償します。

問　東京電力株式会社　福島原子力保証相談室
財物（土地・建物・家財）ご相談専用ダイヤル　℡0120-926-596